

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

5-1 都市福利施設の整備の必要性

<現状分析>

- ・中心市街地内及びその外縁部には、市民会館やキャスパホール、市民アリーナ・市民ギャラリーとあわせて、姫路市立美術館、兵庫県立歴史博物館等、多くの文化施設が立地している。
- ・前計画期間中にキャストィ21コアゾーンにおいて、フィットネスジムや医療系分野に携わる専門学校、健康生きがい開発棟(高齢者住宅・保育所・クリニック)が整備された。これらの都市福利施設の整備事業により、周辺の歩行者・自転車通行量が増加するとともに、多世代のまちなか居住の増加の要因に、生活利便性の向上があげられる等、にぎわいと居住環境の両面で効果を示している。
- ・中心市街地内には、多くの医療機関が立地している。福祉施設についても、高齢者福祉施設や障害者福祉施設に加え、保育所等の育児・児童施設が中心市街地と周辺部に点在しており、都市福祉が充実している。
- ・市民活動の拠点として、市民活動・ボランティアサポートセンターや城巽公民館等が整備されている。姫路城周辺をはじめ中心市街地内には、県立・私立の中学校・高等学校や姫路聴覚特別支援学校が立地しているほか、前々計画期間中には、本市の学校園の教育を支援する拠点施設として総合教育センターが整備された。平成30年度には、本市初の義務教育学校である白鷺小中学校が開校した。

<事業の必要性>

- ・播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点施設として、姫路市文化コンベンションセンターを整備する。国内外の人々を多く招致するとともに、中心市街地エリア全体を回遊し、にぎわいを創出する環境整備に取り組む必要がある。
- ・中心市街地の活性化には、地域のコミュニティ活動を含めた多様な市民活動の活性化を図る市民活動の拠点として、市民活動・ボランティアサポートセンター等を積極的に活用する必要がある。
- ・子育て世代の保育や教育において、教育や地域コミュニティの施設を積極的に活用し、多世代が安心して暮らしやすい環境整備を行う必要がある。

<フォローアップ>

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

5-2 具体的事業の内容

(1)法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>姫路市文化コンベンションセンター整備事業</p> <p>【内容】 姫路市文化コンベンションセンター及び周辺施設の整備 ・姫路市文化コンベンションセンター 面積:36,423㎡ ・キャストイ21公園</p> <p>【実施時期】 平成27年度 ～令和2年度</p>	姫路市	播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点施設として、文化コンベンションセンター及び周辺施設を整備し、姫路駅から東西に広がる新しい人の流れを創出する。	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(キャストイ21イベントゾーン周辺地区)) 令和2年度	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

該当なし

(4)国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>県立はりま姫路総合医療センター連携事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院棟 地上12階 延床面積59,312㎡ ・放射線治療棟 地上2階 延床面積1,792㎡ ・教育研修棟 地上5階 延床面積8,904㎡ ・歩行者デッキ <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>兵庫県 姫路市</p>	<p>【位置づけ】</p> <p>県立はりま姫路総合医療センターと連携し、播磨姫路圏域において安定的・継続的に高度で良質な医療を提供できる体制を構築するとともに、地域医療人材の確保にも取り組む。当該事業は目標③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】</p> <p>安定した地域医療を提供できる拠点を整備することでまちなかでの居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。</p>		
<p>街なかマナーアップ向上事業</p> <p>【内容】</p> <p>まちなかにおいて路上喫煙やごみのポイ捨て等に関して市民のマナーアップ向上を啓発する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市</p>	<p>まちの美化と良好な環境の確保を図るために制定した「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」による路上喫煙やごみのポイ捨てに対する市民啓発やボランティアによる清掃活動を支援することにより、世界文化遺産・姫路城を有するにふさわしい、来街者にとって快適で美しく清潔なまちづくり運動に取り組む事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業</p> <p>【内容】 市民会館内での市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業を展開する。</p> <p>・センターの機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報収集・発信 ②人材育成・学習機会の提供 ③活動相談 ④連携・交流 ⑤団体活動支援 ⑥ボランティア登録（マッチング） <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市</p>	<p>市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進め、NPO法人やボランティア団体、まちづくり団体等の多様な市民活動団体の活動を支援することを目的として、前々計画期間中に市民活動の普及と参加推進、情報の共有化、人材の育成等の拠点として開設したセンターの運営事業を行った。</p> <p>このセンターのある市民会館は、大規模人数を収容できるホールを有しており、一方で地域に根差した活動等の拠点にもなっている。</p> <p>このような立地条件や機能集積を有する市民会館内でのセンターの継続的な運営事業は、中心市街地における拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>街なか福祉サポート事業</p> <p>【内容】 多世代居住に向けて、商店街や病院等と連携しながら、子育て支援や福祉のサポート事業を行う。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	<p>姫路市 民間 商店街等</p>	<p>増加している子育て世代や高齢者を対象として、中心市街地内にある施設や民間団体と連携しながら、子育て支援や福祉関係のサービスを提供することによって、快適な居住環境を図ることは、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		